

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1341755669	株式会社イレブンドラッグ	神奈川県横浜市港北区新横浜2-3-24	テン薬局 北赤羽駅前店	東京都北区赤羽北2-31-16 アクトピア北赤羽老番館101号室	介護予防居宅療養管理指導	平成27年7月1日
1311770767	医療法人社団福寿会	東京都足立区梅田7-8-11	医療法人社団福寿会 赤羽岩淵病院	東京都北区赤羽2-64-13	通所リハビリテーション	平成27年5月1日
1311770767	医療法人社団福寿会	東京都足立区梅田7-8-11	医療法人社団福寿会 赤羽岩淵病院	東京都北区赤羽2-64-13	介護予防通所リハビリテーション	平成27年7月1日
1315525209	医療法人社団永研会	東京都世田谷区南島山5-19-10 賀茂ビル2階	医療法人社団永研会 ファミリークリニック千歳島山	東京都世田谷区南島山5-19-10 賀茂ビル1階	訪問看護	平成27年7月1日
1315525209	医療法人社団永研会	東京都世田谷区南島山5-19-10 賀茂ビル2階	医療法人社団永研会 ファミリークリニック千歳島山	東京都世田谷区南島山5-19-10 賀茂ビル1階	居宅療養管理指導	平成27年4月1日
1315525209	医療法人社団永研会	東京都世田谷区南島山5-19-10 賀茂ビル2階	医療法人社団永研会 ファミリークリニック千歳島山	東京都世田谷区南島山5-19-10 賀茂ビル1階	介護予防訪問看護	平成27年7月1日
1315525209	医療法人社団永研会	東京都世田谷区南島山5-19-10 賀茂ビル2階	医療法人社団永研会 ファミリークリニック千歳島山	東京都世田谷区南島山5-19-10 賀茂ビル1階	介護予防居宅療養管理指導	平成27年4月1日

●東京都告示第九百五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。))第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五条の三第一号及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条(中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。))の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年四月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1372004265	社会福祉法人東京雄心会	東京都練馬区大泉学園町2-26-28	こぐれの里	東京都練馬区大泉学園町2-26-28	短期入所生活介護	平成27年7月1日
1372004265	社会福祉法人東京雄心会	東京都練馬区大泉学園町2-26-28	こぐれの里	東京都練馬区大泉学園町2-26-28	介護予防短期入所生活介護	平成27年8月1日
1372008530	株式会社さっち	東京都練馬区南大泉3-21-21-103	さっち	東京都練馬区南大泉3-21-21-103	訪問介護	平成27年8月1日
1342356293	有限会社永妻薬局	東京都江戸川区北篠崎2-21-5	ながつま薬局	東京都江戸川区東小岩5-35-15-102	居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1342356293	有限会社永妻薬局	東京都江戸川区北篠崎2-21-5	ながつま薬局	東京都江戸川区東小岩5-35-15-102	介護予防居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1342157436	有限会社永妻薬局	東京都江戸川区北篠崎2-21-5	あおば調剤薬局	東京都足立区千住旭町44-14 あおばビル1階	居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1342157436	有限会社永妻薬局	東京都江戸川区北篠崎2-21-5	あおば調剤薬局	東京都足立区千住旭町44-14 あおばビル1階	介護予防居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1342353605	有限会社永妻薬局	東京都江戸川区北篠崎2-21-5	ながつま薬局西小岩店	東京都江戸川区西小岩4-10-16	居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1342353605	有限会社永妻薬局	東京都江戸川区北篠崎2-21-5	ながつま薬局西小岩店	東京都江戸川区西小岩4-10-16	介護予防居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1374600953	株式会社康福祉	東京都東大和市新堀3-7-17	康流華	東京都東大和市新堀3-7-17	通所介護	平成27年8月1日
1374600953	株式会社康福祉	東京都東大和市新堀3-7-17	康流華	東京都東大和市新堀3-7-17	介護予防通所介護	平成27年8月1日
1310337758	田辺 清勝	東京都港区高輪1-16-4	高輪内科クリニック	東京都港区高輪1-16-4	居宅療養管理指導	平成27年6月1日
1310337758	田辺 清勝	東京都港区高輪1-16-4	高輪内科クリニック	東京都港区高輪1-16-4	介護予防居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1352480014	医療法人社団幹人会	東京都福生市加美平3-35-13	医療法人社団幹人会介護老人保健施設 ユニット葉の花	東京都西多摩郡瑞穂町殿ヶ谷454-2	短期入所療養介護	平成27年7月1日
1352480014	医療法人社団幹人会	東京都福生市加美平3-35-13	医療法人社団幹人会介護老人保健施設 ユニット葉の花	東京都西多摩郡瑞穂町殿ヶ谷454-2	介護予防短期入所療養介護	平成27年8月1日

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1352480014	医療法人社団幹人会	東京都福生市加美平3-35-13	医療法人社団幹人会介護老人保健施設 ユニット葉の花	東京都西多摩郡瑞穂町殿ヶ谷454-2	介護老人保健施設	平成27年8月1日
1341853720	サンハルク株式会社	東京都練馬区豊玉北4-11-10 東洋ライズビル5階	フラワー薬局 町屋駅前店	東京都荒川区町屋1-1-8 オリエンツビル1階	居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1341853720	サンハルク株式会社	東京都練馬区豊玉北4-11-10 東洋ライズビル5階	フラワー薬局 町屋駅前店	東京都荒川区町屋1-1-8 オリエンツビル1階	介護予防居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1341353697	サンハルク株式会社	東京都練馬区豊玉北4-11-10 東洋ライズビル5階	フラワー薬局 代々木上原店	東京都渋谷区西原3-7-8 フィールド代々木上原地下1階	居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1341353697	サンハルク株式会社	東京都練馬区豊玉北4-11-10 東洋ライズビル5階	フラワー薬局 代々木上原店	東京都渋谷区西原3-7-8 フィールド代々木上原地下1階	介護予防居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1341455310	サンハルク株式会社	東京都練馬区豊玉北4-11-10 東洋ライズビル5階	フラワー薬局 東中野店	東京都中野区東中野5-1-1 ユニゾンモール3階	居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1341455310	サンハルク株式会社	東京都練馬区豊玉北4-11-10 東洋ライズビル5階	フラワー薬局 東中野店	東京都中野区東中野5-1-1 ユニゾンモール3階	介護予防居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1345550819	サンハルク株式会社	東京都練馬区豊玉北4-11-10 東洋ライズビル5階	フラワー薬局 駒沢店	東京都世田谷区駒沢3-1-14 駒沢パークマンション1階B区画	居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1345550819	サンハルク株式会社	東京都練馬区豊玉北4-11-10 東洋ライズビル5階	フラワー薬局 駒沢店	東京都世田谷区駒沢3-1-14 駒沢パークマンション1階B区画	介護予防居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1367197494	医療法人社団自晴会	東京都江戸川区東小松川2-7-1	訪問看護ステーションあいゆう	東京都江戸川区東小松川2-10-5 三京ビル3階	居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1367197494	医療法人社団自晴会	東京都江戸川区東小松川2-7-1	訪問看護ステーションあいゆう	東京都江戸川区東小松川2-10-5 三京ビル3階	介護予防居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1372105767	株式会社苑田メディコ	東京都足立区保木間3-3-3	ヘルパーステーション メディコ	東京都足立区保木間3-3-3	介護予防訪問介護	平成27年8月1日
1343051885	有限会社ネオファーマシー	東京都立川市柴崎町3-8-2 build はなさい1階	ネオ薬局	東京都立川市柴崎町3-8-2 ビルト花彩1階	居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1343051885	有限会社ネオファーマシー	東京都立川市柴崎町3-8-2 build はなさい1階	ネオ薬局	東京都立川市柴崎町3-8-2 ビルト花彩1階	介護予防居宅療養管理指導	平成27年7月1日
1343151214	岡田 兵衛	東京都国分寺市本町2-8-3	済生堂岡田薬局	東京都国分寺市本町2-8-3	居宅療養管理指導	平成27年5月1日

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1343151214	岡田 兵衛	東京都国分寺市本町2-8-3	済生堂岡田薬局	東京都国分寺市本町2-8-3	介護予防居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1345350293	株式会社まるん	東京都八王子市西片倉3-1-3	栗原薬局	東京都羽村市羽東1-16-5	居宅療養管理指導	平成27年5月1日
1345350293	株式会社まるん	東京都八王子市西片倉3-1-3	栗原薬局	東京都羽村市羽東1-16-5	介護予防居宅療養管理指導	平成27年5月1日
1342450609	株式会社ファークス	東京都千代田区神田練馬町68-1 ムラタヤビル2階	ファークス薬局 瑞穂	東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2610-14	居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1342450609	株式会社ファークス	東京都千代田区神田練馬町68-1 ムラタヤビル2階	ファークス薬局 瑞穂	東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2610-14	介護予防居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1373101342	社会福祉法人幹福社会	東京都立川市錦町3-1-29 サンハイム立川1階	ヘルプ協会国分寺	東京都国分寺市日吉町2-13-26 あずさ館1-B	訪問介護	平成27年6月1日
1373101342	社会福祉法人幹福社会	東京都立川市錦町3-1-29 サンハイム立川1階	ヘルプ協会国分寺	東京都国分寺市日吉町2-13-26 あずさ館1-B	介護予防訪問介護	平成27年8月1日
1373500238	社会福祉法人にんじんの会	東京都国分寺市西恋ヶ窪1-50-1	デイホームにんじん・万願寺	東京都日野市万願寺6-22-6	認知症対応型通所介護	平成27年5月1日
1373500238	社会福祉法人にんじんの会	東京都国分寺市西恋ヶ窪1-50-1	デイホームにんじん・万願寺	東京都日野市万願寺6-22-6	介護予防認知症対応型通所介護	平成27年8月1日
1344251781	田辺薬品株式会社	東京都府中市宮町1-2-13	たなべ薬局	東京都調布市小島町2-40-23	居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1344251781	田辺薬品株式会社	東京都府中市宮町1-2-13	たなべ薬局	東京都調布市小島町2-40-23	介護予防居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1343851656	田辺薬品株式会社	東京都府中市宮町1-2-13	あさひ薬局	東京都府中市住吉町3-2-2 矢部ビル1階	居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1343851656	田辺薬品株式会社	東京都府中市宮町1-2-13	あさひ薬局	東京都府中市住吉町5-2-2 矢部ビル1階	介護予防居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1343852357	田辺薬品株式会社	東京都府中市宮町1-2-13	府中薬局	東京都府中市府中町1-100-4	居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1343852357	田辺薬品株式会社	東京都府中市宮町1-2-13	府中薬局	東京都府中市府中町1-100-4	介護予防居宅療養管理指導	平成27年8月1日

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1343851557	田辺薬品株式会社	東京都府中市宮町1-2-13	府中薬局 宮町店	東京都府中市宮町1-23-7	居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1343851557	田辺薬品株式会社	東京都府中市宮町1-2-13	府中薬局 宮町店	東京都府中市宮町1-23-7	介護予防居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1344750535	株式会社アビック	東京都東久留米市幸町4-2-1	アビック薬局 清瀬の森店	東京都清瀬市竹丘1-17-46	居宅療養管理指導	平成27年7月1日
1344750535	株式会社アビック	東京都東久留米市幸町4-2-1	アビック薬局 清瀬の森店	東京都清瀬市竹丘1-17-46	介護予防居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1345450333	株式会社アビック	東京都東久留米市幸町4-2-1	アビック薬局 保谷店	東京都西東京市下保谷4-13-23	居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1345450333	株式会社アビック	東京都東久留米市幸町4-2-1	アビック薬局 保谷店	東京都西東京市下保谷4-13-23	介護予防居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1343051604	株式会社アビック	東京都東久留米市幸町4-2-1	松の木薬局	東京都立川市錦町3-1-31 ルネス錦町1階	居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1343051604	株式会社アビック	東京都東久留米市幸町4-2-1	松の木薬局	東京都立川市錦町3-1-31 ルネス錦町1階	介護予防居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1344351306	株式会社アビック	東京都東久留米市幸町4-2-1	アビック薬局 小平店	東京都小平市花小金井8-1-5	居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1344351306	株式会社アビック	東京都東久留米市幸町4-2-1	アビック薬局 小平店	東京都小平市花小金井8-1-5	介護予防居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1342156917	株式会社アビック	東京都東久留米市幸町4-2-1	アビック薬局 綾瀬店	東京都足立区西綾瀬2-7-6 野尻ハイム106	居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1342156917	株式会社アビック	東京都東久留米市幸町4-2-1	アビック薬局 綾瀬店	東京都足立区西綾瀬2-7-6 野尻ハイム106	介護予防居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1344750774	株式会社アビック	東京都東久留米市幸町4-2-1	アビック薬局 清瀬元町店	東京都清瀬市元町1-4-26 清瀬パークホームズ1階101	居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1344750774	株式会社アビック	東京都東久留米市幸町4-2-1	アビック薬局 清瀬元町店	東京都清瀬市元町1-4-26 清瀬パークホームズ1階101	介護予防居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1341259779	内田 雅彦	千葉県浦安市北菜3-37-1-603	内田薬局	東京都世田谷区大原2-17-15	居宅療養管理指導	平成27年6月1日

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1341259779	内田 雅彦	千葉県浦安市北栄3-37-1-603	内田薬局	東京都世田谷区大原2-17-15	介護予防居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1373301660	特定非営利活動法人ワークーズどんぐり	東京都武蔵野市中町3-11-13 シニアビレッジ101	特定非営利活動法人ワークーズどんぐり	東京都武蔵野市中町3-11-13 シニアビレッジ101	訪問介護	平成27年5月1日
1373301660	特定非営利活動法人ワークーズどんぐり	東京都武蔵野市中町3-11-13 シニアビレッジ101	特定非営利活動法人ワークーズどんぐり	東京都武蔵野市中町3-11-13 シニアビレッジ101	介護予防訪問介護	平成27年8月1日
1342354587	株式会社畑岸	東京都江戸川区中葛西1-11-2	三和薬局 バトリア店	東京都江戸川区清新町1-3-6 バトリア1階	居宅療養管理指導	平成27年8月1日
1342354587	株式会社畑岸	東京都江戸川区中葛西1-11-2	三和薬局 バトリア店	東京都江戸川区清新町1-3-6 バトリア1階	介護予防居宅療養管理指導	平成27年8月1日

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第二十六号

一 学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十四条第三項の規定に基づき、野田鎌田学園杉並高等学校の連携措置に係る科目について平成二十八年四月一日付けで次のとおり追加指定したので告示する。

平成二十八年四月二十七日

東京都教育委員会

追加指定した連携措置に係る科目
追加指定した連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

調理高等科

食品衛生実習

総合調理実習

食品衛生

調理

●東京都教育委員会告示第二十七号

一 学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十四条第三項の規定に基づき、野田鎌田学園杉並高等学校の連携措置に係る科目について平成二十八年四月一日付けで次のとおり指定の解除をしたので告示する。

平成二十八年四月二十七日

東京都教育委員会

指定の解除をした連携措置に係る科目
指定の解除をした連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

調理高等科

食文化

衛生法規

食文化

公衆衛生

規 程 (交)

●交通局規程第六十三号

東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年四月二十七日

東京都交通局長 山 手 斉

東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程

東京都電車条例施行規程(昭和三十九年交通局規程第三十七号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第一号中「ライター、懐炉等」を削り、「もの。」を「ものであつて、内容物が漏れ出ることなどがないうち置されているもの」に改める。

別表1の項適用除外の物品の欄(三)中「振動衝撃等」を「振動、衝撃等」に改め、同表2の項危険品の品目の欄(一)中「の圧縮ガス」の下に「及びその製品」を加え、同欄(二)中「液体プロパン」を「液化プロパン」に、「酸化メタンその他の液化ガス」を「液体メタンその他の液化ガス及びその製品」に改め、同項適用除外の物品の欄各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、中身が漏れることを防ぐために適当な方法で保護してあるものに限る。

同欄中(二)の次に次のように加える。

(三) 日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な高圧ガスを含む製品であつて、二リットル以内のもの又は重量(容器及び荷造りの重量を含む。)が二キログラム以内のもの

同表4の項適用除外の物品の欄中「危険品、その容器及び荷造りの合計重量」を「重量(容器及び荷造りの重量を含む。)」に改め、同表5の項適用除外の物品の欄を次のように改める。

日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性液体を含む製品(揮発油等の可燃性液体そのものは除く。)であつて、二リットル以内のもの又は重量(容器及び荷造りの重量を含む。)が二キログラム以内のものは、手回品として車内に持ち込むことができる。ただし、中身が漏れることを防ぐために適当な方法で保護してあるものに限る。

同表6の項適用除外の物品の欄を次のように改める。

日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性固体を含む製品であつて、重量(容器及び荷造りの重量を含む。)が二キログラム以内のものは、手回品として車内に持ち込むことができる。

同表8の項危険品の品目の欄(一)中「塩化スルホン」を「塩化スルホン酸」に改め、同表9の項危険品の品目の欄中「ジニトロゾレゾルシン鉛」を「ジニトロソレゾルシン鉛」に、「パラトルオール、スルホクロリット」を「パラトルオールスロホタロリット」に改め、同表10の項危険品の品目の欄中「クロルピクリン」を「クロルピクリン」に改め、同表12の項適用除外の物品の欄を次のように改める。

日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能なセルロイド製品であつて、実重量が三百グラム以内のものは、手回品として車内に持ち込むことができる。

同表13の項中

13	農 薬	銅剤、水銀剤、 硫黄剤、ホルマリ	(一) 農薬取締法 (昭和二十三年)
----	-----	---------------------	-----------------------

13	農 薬	ン剤、ジネブ剤、石灰剤、砒素剤、除虫菊剤、ニコチン剤、テリス剤、BHC剤、DDT剤、アルカリ剤、鉍油剤、クロールデン剤、燐剤、浮塵子駆除油剤、DN剤、蒸剤、殺鼠剤、除草剤、展着剤	法律第八十二号)の適用を受けないものは、手回品として車内に持ち込むことができる。 (二) 拡散用高压容器に封入した農薬で二本以内のものは、手回品として車内に持ち込むことができる。
----	-----	---	--

13	農 薬	銅剤、水銀剤、硫黄剤、ホルマリ剤、ジネブ剤、石灰剤、砒素剤、除虫菊剤、ニコチン剤、テリス剤、BHC剤、DDT剤、アルカリ剤、鉍油剤、クロールデン剤、燐剤、浮塵子駆除油剤、DN剤、くん蒸剤、殺鼠剤、除草剤、展着剤	次に掲げる物品は、手回品として車内に持ち込むことができる。 (一) 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の適用を受けないもの (二) 拡散用高压容器に封入した農薬で二本以内のもの
----	-----	---	---

改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月二十八日から施行する。

●交通局規程第六十四号

東京都地下高速電車旅客営業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

を

平成二十八年四月二十七日

東京都交通局長 山 手 齊

東京都地下高速電車旅客営業規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車旅客営業規程(昭和三十五年交通局規程第十号)の一部を次のように改正する。

第一百五条第一項第一号中「ライター、懐炉等」を削り、「もの。」を「ものであつて、内容物が漏れ出ることなどがないよう処置されているもの」に改める。

別表第一2の項危険品の品目の欄(一)中「の圧縮ガス」の下に「及びその製品」を加え、同欄(二)中「液体プロパン」を「液化プロパン」に、「塩化ビニルモノマ酸化メタンその他の液化ガス」を「塩化ビニルモノマ、液体メタンその他の液化ガス及びその製品」に改め、同項適用除外の物品の欄各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、中身が漏れることを防ぐために適当な方法で保護してあるものに限る。

同欄中(二)の次に次のように加える。

(三) 日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な高压ガスを含む製品であつて、二リットル以内のもの又は重量(容器及び荷造りの重量を含む。)が二キログラム以内のもの

同表3の項危険品の品目の欄(二)中「信号化せん」を「信号化せん」に、「大型」を「大形」に改め、同表4の項危険品の品目の欄(三)中「油紙ろう」を「油脂ろう」に改め、同項適用除外の物品の欄中「危険品、その容器及び荷造りの合計重量」を「重量(容器及び荷造りの重量を含む。)」に改め、同表5の項適用除外の物品の欄を次のよ

うに改める。

日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性液体を含む製品(揮発油等の可燃性液体そのものは除く。)であつて、二リットル以内のもの又は重量(容器及び荷造りの重量を含む。)が二キログラム以内のものは、手回品として車内に持ち込むことができる。ただし、中身が漏れることを防ぐために適当な方法で保護してあるものに限る。

同表6の項適用除外の物品の欄を次のように改める。

日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性固体を含む製品であつて、重量(容器及び荷造りの重量を含む。)が二キログラム以内のものは、手回品として車内に持ち込むことができる。

同表8の項危険品の品目の欄(一)中「塩剤」を「塩酸」に、「塩化スルホン」を「塩化スルホン酸」に改め、同表9の項危険品の品目の欄中「塩素バリウム」を「塩酸バリウム」に、「ジニトロゾレゾルシン鉛」を「ジニトロソレゾルシン鉛」に、「パラトルオールスルホクロリット」を「パラトルオールスロホタロリット」に改め、同表10の項危険品の品目の欄中「クロルピクリン」を「クロルピクリン」に改め、同表12の項適用除外の物品の欄を次のように改める。

日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能なセルロイド製品であつて、実重量が三百グラム以内のものは、手回品として車内に持ち込むことができる。

同表13の項中

13	農 薬	銅剤、水銀剤、硫黄剤、ホルマリ ン剤、ジネブ剤、石灰剤、砒素剤、	(一) 農薬取締法 (昭和二十三年 法律第八十二 号)の適用を受
----	-----	-------------------------------------	---

13	農 薬	除虫菊剤、ニコチン剤、テリス剤、BHC剤、DDT剤、アルカリ剤、鉍油剤、クロールデン剤、燐剤、浮塵子駆除油剤、DN剤、蒸剤、殺鼠剤、除草剤、展着剤	(二) 拡散用高圧容器に封入した農薬で二本以内のものは手回品として車内に持ち込むことができる。
----	-----	---	---

13	農 薬	銅剤、水銀剤、硫黄剤、ホルマリ ン剤、ジネブ剤、石灰剤、砒素剤、除虫菊剤、ニコチン剤、テリス剤、BHC剤、DDT剤、アルカリ剤、鉍油剤、クロールデン剤、燐剤、浮塵子駆除油剤、DN剤、くん蒸剤、殺鼠剤、除草剤、展着剤	(一) 農薬取締法 (昭和二十三年 法律第八十二 号)の適用を受 けないもの (二) 拡散用高圧容 器に封入した農 薬で二本以内の もの
----	-----	--	--

改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月二十八日から施行する。

●交通局規程第六十五号

東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年四月二十七日

東京都交通局長 山 手 齊

東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程(平成二十年交通局規程第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三百三十一条第一号中「ライター、懐炉等」を削り、「もの」の下に「であつて、内容物が漏れ出ることなどがないよう処置されているもの」を加える。

別表第一2の項危険品の品目の欄(一)中「の圧縮ガス」の下に「及びその製品」を加え、同欄(二)中「液体プロパン」を「液化プロパン」に改め、「の液化ガス」の下に「及びその製品」を加え、同項適用除外の物品の欄各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、中身が漏れることを防ぐために適当な方法で保護してあるものに限る。

同欄(二)の次に次のように加える。

(三) 日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な高圧ガスを含む製品であつて、二リットル以内のもの又は重量(容器及び荷造りの重量を含む。)が二キログラム以内のもの

同表3の項危険品の品目の欄(二)中「大型」を「大形」に改め、同表4の項適用除外の物品の欄中「危険品、その容器及び荷造りの合計重量」を「重量(容器及び荷造りの重量を含む。)」に改め、同表5の項適用除外の物品の欄を次のように改める。

日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性液体を含む製品(揮発油等の可燃性液体そのものは除く。)であつて、二リットル以内のもの又は重量(容器及び荷造りの重量を含む。)が二キログラム以内のものは、手回品として車内に持ち込む

ことができる。ただし、中身が漏れることを防ぐために適当な方法で保護してあるものに限る。

同表6の項適用除外の物品の欄を次のように改める。

日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性固体を含む製品であつて、重量(容器及び荷造りの重量を含む。)が二キログラム以内のものは、手回品として車内に持ち込むことができる。

同表9の項危険品の品目の欄中「塩素バリウム」を「塩酸バリウム」に改め、同表10の項危険品の品目の欄中「クロルピクリン」を「クロルピクリン」に改め、同表12の項適用除外の物品の欄を次のように改める。

日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能なセルロイド製品であつて、実重量が三百グラム以内のものは、手回品として車内に持ち込むことができる。

同表13の項中

13 農薬	13 農薬
銅剤、水銀剤、 硫黄剤、ホルマリ ン剤、ジネブ剤、 石灰剤、砒素剤、 除虫菊剤、ニコチ ン剤、デリス剤、 BHC剤、DDT 剤、アルカリ剤、 鉱油剤、クロー ル剤、燐剤、浮 塵子駆除油剤、D N剤、燻蒸剤、殺 鼠剤、除草剤、展 着剤	(一) 農薬取締法 (昭和二十三年 法律第八十二 号)の適用を受 けないものは、 手回品として車 内に持ち込むこ とができる。 (二) 拡散用高圧容 器に封入した農 薬で二本以内の ものは、手回品 として車内に持 ち込むことができ る。

次に掲げる物品

を

硫黄剤、ホルマリ ン剤、ジネブ剤、 石灰剤、砒素剤、 除虫菊剤、ニコチ ン剤、デリス剤、 BHC剤、DDT 剤、アルカリ剤、 鉱油剤、クロー ル剤、燐剤、浮 塵子駆除油剤、D N剤、くん蒸剤、 殺鼠剤、除草剤、 展着剤	は、手回品として 車内に持ち込むこ とができる。 (一) 農薬取締法 (昭和二十三年 法律第八十二 号)の適用を受 けないもの (二) 拡散用高圧容 器に封入した農 薬で二本以内の もの
---	--

に

改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月二十八日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申

請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年四月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十八年三月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人 eレガート

三 代表者の氏名

松本 宗雄

四 主たる事務所の所在地

東京都港区南青山二丁目二番十五号 ウィン青山一四

〇三

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、子どもの健全育成と親への子育て支援事業、父親の教育参画促進事業、ITによる教育団体の情報システムの支援事業を行い、子どもの健全育成と情報化社会の発展を図り、広く公益に資することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十八年三月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 H O P E

三 代表者の氏名

中原 修二郎

四 主たる事務所の所在地

東京都荒川区西日暮里二丁目二十二番一―一三二〇号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業という記載に含まれる事業(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・療養介護・生活介護・短期入所・共同生活介護・共同生活援助・重度障がい者等

包括支援・自立訓練(機能訓練・生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援)を行い、障害者の真の社会的自立を確立することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行條例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三條の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年四月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十八年三月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人わんずべーす

三 代表者の氏名

鈴木 美枝

四 主たる事務所の所在地

東京都東大和市向原六丁目千六百六十四番地の三 ベル

五 定款に記載された目的

この法人は、人間のよきパートナーである犬の命が尊重されるべく、動物福祉の充足と殺処分のない社会の仕組みづくりに取り組み、人と犬とが幸せに共存・生活できる環境整備に寄与すべく活動する。犬の適正かつ終生飼養を啓蒙し、遺棄の予防に努めるとともに、目標を一人にする個人・団体・企業などと提携・協力し、保護犬の

ケア、里親探し、譲渡を行いながら、協働で活動を推進していくものとする。また、拠点である犬の保護施設(室内型シェルター)を安定的に運営できるように、保護活動とリンクした、収益となる事業の展開にも力を入れ、犬と暮らす人々をサポートするシステムやサービスが提供できるよう事業の充実を目指すことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十八年三月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人新日本歩く道紀行推進機構

三 代表者の氏名

下光 輝一

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田淡路町二丁目九番地十一号 東酒

五 定款に記載された目的

当法人は、全国の自治体等からの応募により、選考委員会によって認定された日本の道遺産ともいえる新日本歩く道紀行一〇〇選シリーズ一〇〇〇の道を活用し、地域の観光促進と商工物産の振興、並びに歩くことによつて健康づくりに寄与すること、及び、道に関する歴史、文化、地方の言語等を調査分析し、学術的な活動も併せ行うことによつて、商工、経済、観光事業を通じて広く地域社会に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四條第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九條第二項及び特定非営利活動促進法施行條例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年四月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人APEX

二 代表者の氏名

井上 斉

三 主たる事務所の所在地

東京都台東区根岸一丁目五番十二号

四 認定の有効期間

平成二十八年四月十三日から平成三十三年四月十二日まで

五 定款に記載された目的

毒物劇物取扱者試験の実施について

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第八條第一項第三号の規定により毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成二十八年四月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 試験日

平成二十八年七月十日(日曜日)

二 試験の種類及び時間

(一) 一般毒物劇物取扱者試験

筆記及び実地試験 午前十時から正午まで

(二) 農業用品目毒物劇物取扱者試験

筆記及び実地試験 午前十時から午前十一時三十分まで

(三) 特定品目毒物劇物取扱者試験

筆記及び実地試験 午前十時から午前十一時三十分まで

三 試験場所

早稲田大学十六号館

新宿区西早稲田一丁目六番一号

四 試験方法

(一) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物の性質並びに貯蔵その他取扱方法

(二) 実地試験

毒物及び劇物の識別並びに取扱方法

五 提出書類

(一) 受験願書(毒物劇物取扱者試験規則(昭和二十六年

東京都規則第二十三号。以下「規則」という。)別記第一号様式による。)

(二) 写真台帳(規則別記第二号様式に縦五センチメートル、横四・五センチメートル、出願前六月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きの写真を貼り付けたもの)

(三) 受験票(規則別記第三号様式による。)

六 試験手数料

一万二千九百円

七 受験願書受付期間

(一) 窓口による受付

平成二十八年五月二十四日(火曜日)から同月三十日(月曜日)まで(閉庁日を除く。)の午前九時から午後四時まで

(二) 郵送による受付

平成二十八年五月十七日(火曜日)から同月三十日(月曜日)(当日消印有効)まで

八 受験願書受付場所

東京都福祉保健局健康安全部薬務課薬事免許担当

新宿区西新宿二丁目八番一号(東京都庁第一本庁舎二

十一階北側)

九 その他

(一) 詳細は、東京都福祉保健局健康安全部薬務課薬事免許担当に問い合わせること。

(二) 試験案内及び受験願書用紙は、前記薬事免許担当において配布する。

登録販売者試験の実施について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十六条の八第一項の規定により登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成二十八年四月二十七日

試験日

平成二十八年九月十一日(日曜日)

東京都知事 外 添 要 一

二 試験の時間

午前十時から午後三時三十分まで

三 試験場所

早稲田大学早稲田キャンパス(新宿区西早稲田一丁目六番一号)及び日本大学法学部三崎町キャンパス(千代田区三崎町二丁目三番一号)

受験しようとする者が多数あった場合には、他にも試験場所を設ける。

四 試験方法

筆記試験

五 申請書類

(一) 受験願書(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(昭和三十六年東京都規則第七十六号。以下「細則」という。)別記様式第九号による。)

(二) 写真台帳(規則別記様式第十号に縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル、出願前六月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きの写真を貼り付けたもの)

六 試験手数料

一万三千六百元

七 申請書類の受付期間

郵送による申請書類のみ受け付ける。

平成二十八年六月十三日(月曜日)から同月二十四日(金曜日)(当日消印有効)まで

八 郵送場所

郵便番号 一六三一八六九六 日本郵便株式会社 新宿郵便局留 東京都福祉保健局健康安全部薬務課 平成

二十八年年度登録販売者試験担当
九 その他

(一) 問合せ先

東京都福祉保健局健康安全部薬務課登録販売者試験担当
電話〇三(五三二〇)四五二二

(二) 試験案内及び受験願書用紙等は、東京都福祉保健局

健康安全部薬務課、都内各保健所及び島しょ保健所各出張所において、平成二十八年六月七日(火曜日)から配布する。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十八年四月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 ニトリ東八三鷹店

二 店舗所在地 調布市深大寺東町八丁目三十三番地一ほか

三 設置者名 株式会社ニトリホールディングス

四 意見

ア 聴取者 三鷹市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十八年三月三十日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課

(新宿区西新宿二丁目八番一号)
六 縦覧期間 平成二十八年四月二十七日から同年五月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

雑 報

●東京都職員共済組合告示第一号

平成二十七年東京都職員共済組合告示第四号により告示した東京都職員共済組合理事長の職務代理者の指定は、平成二十八年三月三十一日をもって廃止した。
平成二十八年四月二十七日
東京都職員共済組合
理事長 秋 山 俊 行

●東京都職員共済組合告示第二号

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)第十二条第一項の規定に基づき、平成二十八年四月一日付けで、東京都職員共済組合理事長の職務代理を行う者として、理事黒田祥之を指定した。
平成二十八年四月二十七日
東京都職員共済組合
理事長 秋 山 俊 行

東京都職員共済組合の役員及び就職に
ついて

東京都職員共済組合の役員に次のとおり退職及び就職が

あったので、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)第十四条第四項の規定に基づき公告する。
平成二十八年四月二十七日
東京都職員共済組合
理事長 秋 山 俊 行

一 退職役員
役職名 氏名 所 属 退職年月日
理事 山手 斉 東京都職員共済組 平成二十八年
合事務局長 三月三十一日

二 就職役員
役職名 氏名 所 属 就職年月日
理事 黒田 祥之 東京都職員共済組 平成二十八年
合事務局長 四月一日

正 誤

○平成二十八年三月四日付東京都規則第七十八号

ページ一段一行	誤	正
二 下	「停止解除」	「停止解除した」
一 三	「停止解除」	「停止解除」した
一 四	「延長」	「延長した」
後から	「停止解除」	「停止解除した」
二 三	「解除」	「解除」した
二 四	「延長」	「延長した」

○平成二十八年三月三十日付東京都公安委員会規則第四号

ページ一段一行	誤	正
増刊 28	後から	正
九 下	四	
	(警視庁司法警察職員等の指定	(警視庁司法警察職員等の指定に

○平成二十八年三月三十日付東京都公安委員会規則第五号

ページ一段一行一誤一正

増刊28	一四	上	一七	上
一八	上	一七	上	一七
		当該開示等請求書	当該開示等請求書	当該開示等請求書
		当該開示等請求書	当該開示等請求書	当該開示等請求書

に関する規則の一部改正) に関する規則の一部改正)

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號

郵便番号 163-8001

定価

本号 七〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

